

J R 加古川線(西脇市-谷川間)維持・利用促進ワーキングチーム 設置要綱

(設置)

第1条 J R ローカル線の利用促進策の検討等にあたり、各地域特有の事情等を踏まえた検討を行うため、J R ローカル線維持・利用促進協議会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、「J R 加古川線(西脇市-谷川間)維持・利用促進ワーキングチーム」(以下、「WT」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 WTは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) J R 加古川線(西脇市-谷川間)の利用促進策の検討、取組状況の把握
- (2) 前号に掲げるもののほか、J R 加古川線の維持・活性化に関し必要な事項

(組織)

第3条 WTは、別表に定める委員をもって構成する。

2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和9年3月31日までとする。

(事務局)

第4条 WTの事務局は、北播磨県民局県民躍動室において処理する。

(会議)

第5条 WTの会議(以下、「会議」という。)は、事務局が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 事務局が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第6条 第3条第1項に定める委員のうち有識者委員及び第5条第3項に定める者(ただし、有識者に限る。)が、会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第7条 第3条第1項に定める委員(JR 西日本及び行政を除く)及び第5条第3項に定める者が、会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により、旅費を支給する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

J R 加古川線(西脇市-谷川間)維持・利用促進ワーキングチーム 委員名簿

(令和8年度)

区 分	氏 名	所 属・役 職
沿線市	片山 象三	西脇市長
	林 時彦	丹波市長
JR西日本	平田 恭子	近畿統括本部兵庫支社長
交通事業者	池内 康二	(株) ウイング神姫 代表取締役社長
観光事業者	兵働 忠志	神姫観光(株) 代表取締役
利用者	矢納 利夫	西脇商工会議所会頭
	岡林 利幸	丹波市商工会会長
	高瀬 利明	西脇市連合区長会会長
	坂谷 高義	丹波市自治会長会会長
県民局	梅田 孝雄	北播磨県民局長
	福井 昌樹	丹波県民局長

(オブザーバー)

高等学校	内藤 敦志	西脇高等学校長
	尾松 浩明	氷上高等学校長

第 6 条にて定める委員等の謝金

「ＪＲ加古川線(西脇市-谷川間)維持・利用促進ワーキングチーム」は、ＪＲ加古川線(西脇市-谷川間)の維持・活性化に係る利用促進策の検討等にあたり、幅広い専門的知見を有する有識者による指導・助言を得るための協議会であることから、有識者委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、有識者委員等に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
有識者委員 (第 5 条第 3 項に定める者を含む)	日額 13,000 円